

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和元年12月12日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 6番 守屋常雄君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 諸橋太一郎君
- 20番 板倉香君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 1名

- 18番 市川圭一君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

令和元年第3回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和元年12月12日(木) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時03分開議

○議長(石原幸雄君) おはようございます。

18番市川圭一君より欠席の届け出がありました。

ここで、執行部より一般質問の答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長(大和田伸一君) 昨日、利根川議員の一般質問に対する答弁の中で、議員のうちから監査委員を選任しないことができるとされた地方自治法改正の施行日を「令和2年4月」と発言いたしました。誠に申し訳ございませんでした。

○議長(石原幸雄君) これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(石原幸雄君) 初めに、1番鈴木勝利君。

[1番鈴木勝利君登壇]

○1番(鈴木勝利君) おはようございます。公明党の鈴木勝利でございます。

通告順に従いまして、質問させていただきます。

このたび、牛久シャトー再興への道筋はつけられました。しかしながら、実際に再興するまでに、その道筋から決して目をそらすことはできません。私自身も責任を持って監視し、また、意見や提案もしてまいる所存でございます。

さて、今回の件で市民の皆様から、シャトー活性化に対するさまざまな提案や要望が寄せられたと思いますが、どのような提案や要望があったのか、お聞かせいただければと思います。

○議長(石原幸雄君) 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長(藤田 聡君) お答えいたします。

牛久シャトーをどのように復活させていけばよいか、市民の皆様からはたくさんの、そして

さまざまな御提案や御要望を頂戴しております。

一部御紹介いたしますと、「道の駅として再生させてはどうか」、「大手企業にレストラン運営を任せる」、「花展や絵画展など文化交流ができる場所にしてほしい」、「子供たちが遊べるアスレチックをつくってほしい」、「大手レストランと業務提携してはどうか」、「アイデアを公募し、優秀企画に100万円の賞金を授与する」、「大手ビール会社によるプロデュース」、「土産物屋、レストランを期間限定で貸し出すと活性化につながる。月ごとに違うレストランならリピーターも楽しめるのではないかと」といったもの、また、テレビで放映された古い商家や文化遺産的な建物を宿泊施設や結婚式場にリノベーションして運営ノウハウを提供し実績を上げている会社を紹介してくださる市民の方もいらっしゃいました。

このように、市にはさまざまな御意見が寄せられておりますが、唯一共通していることは、皆様が牛久シャトーの今後を本当に心配してくださっているということでございます。

これら頂戴した御意見、御要望を参考とさせていただき、より魅力的な牛久シャトーとなるよう新会社とともに努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） その提案、要望の中にも同じようなものがあつたかもしれませんが、シャトー活性化の一方法として、「あんぱん専門店」を開設してはどうかと考えております。

周知のとおり、あんパンを日本で最初に考案した銀座木村屋總本店創業者の木村安兵衛は、ここ牛久市出身の名士の一人であります。もともと武士の生まれでありましたが、明治維新により武士という職を失ったため、江戸に出て商売をすることになりました。その後、たび重なる大火で自分の店を焼失するという不運にも負けず、日本人に受け入れられるパンの研究に励み、まんじゅうにあんが入っていたことからヒントを得てあんパンを開発しました。明治8年には、旧幕臣山岡鉄舟の仲介で明治天皇にあんパンが茶菓子として献上され、宮中御用達ともなりました。そのような経緯から、すき焼きなどと並んであんパンは文明開化の象徴となりました。

そんなあんパンを開発した木村安兵衛にゆかりのあるここ牛久市で、あんパンを新たな牛久市のシンボルとしてはいかがでしょうか。そこで、シャトーにあんパン専門店を開設してはどうかと考えますが、市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

あんパン専門店開設の御提案をいただき、ありがとうございます。

現時点で、新会社が直営で行う事業は、旧キャノン及び旧バーベキューガーデンでのレストラン再開、旧スーベニアショップでの土産物の販売再開、ワイナリーでのワイン醸造、それ以

外の施設は貸し出すことにより家賃収入を得る方向で計画を進めているところでございます。

旧パン工房は、まさしく御提案のあんパン専門店を開設するにふさわしい施設になると思いますが、新会社での直営は現時点では想定しておりません。テナントで参入を希望される事業者の方が御提案の内容を御検討いただければ幸いに存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） わかりました。

ただ、さらに、このあんパン専門店につきまして、つけ加えて言うならば、このあんパン専門店につきましては、銀座木村屋とコラボレーションしてもらい、木村屋總本店と同じあんパンを提供するというのが肝要であります。なぜなら、ちまたにたくさんあるパン製造会社のあんパンではなく、牛久市出身の木村安兵衛の考案したあんパンを引き継ぐ銀座木村屋總本店のあんパンを販売することにこそ、意味があるからです。

また、牛久シャトーでしか購入できないというところにも魅力があるかと思えます。市としての考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

銀座木村屋總本店の創始者である木村安兵衛は、日本人で最初にあんパンをつくったとして知られ、文化14年、1817年に現在の牛久市田宮町に生まれたとされています。

こういった歴史がある中で、これまでも当該企業に訪問し、連携について御提案させていただいた経緯がございますが、具体化には至りませんでした。

今回設立する新会社の命題は、牛久シャトーの黒字化経営に邁進し、牛久シャトーのブランドイメージを高めることであると考えております。牛久シャトーのブランドイメージを高めることで、さまざまな企業とのコラボレーションの選択肢が広がる可能性が出てまいります。まずは現状を踏まえ、シャトーが皆様の望む存在であり続けられるよう新会社と協働してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） さまざまな提案がある中の1つでございますが、神谷伝兵衛と同じように牛久市ならではのオリジナリティを考えたことが大切ではないかと思います。シャトー活性化のため、市民の皆様のお知恵を拝借しながら、魅力的なシャトー構築に努めていただきますようお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問でございます。国民健康保険証のプラスチック製化について御質問いたします。

牛久市が交付する国民健康保険証は紙製で、それを保管するためか、ビニール製の袋も一緒

に送られてきますが、頻繁に使用される方にとっては、紙製だと1年間も使えば傷んでぼろぼろになってしまうと不評でございます。「誤ってぬらしてしまえばすぐに傷んで使えなくなる」といった声も聞かれました。

そこで、組合健保や協会けんぽ、共済組合といった他の健康保険証のようにプラスチック製にすれば、こうした問題は解消できると考えますが、市としての考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 御指摘のとおり、本市における国民健康保険の保険証は紙製となっております。保険証の紙の材質につきましては、既存のプリンターで印刷できる最大の厚みを持たせ、透明なカバーをつけております。保険証を紛失または汚損した場合には、窓口で即時に再発行をしております。

紙製の保険証を作成している理由といたしましては、保険証の有効期間は最長1年間で毎年新しい保険証が発行され、さらに社会保険に比べて住所の異動等により作成頻度が多いことが挙げられます。また、年度ごとに保険証の色が県内統一で指定されるため、コストの削減が困難な状況です。このため、茨城県内全ての市町村が紙製の保険証を作成しております。

材質を紙からプラスチック製に切りかえること自体に制度上の制限はありませんが、導入に当たりましては、保険証の材料費のみならず、専用プリンターの購入やシステム開発費用など相応の費用が発生するものと見込まれます。

保険証のプラスチック化につきましては、国民健康保険加入者からも要望が寄せられておりますので、より耐久性の高い材質への切りかえを検討してまいります。

また、令和3年3月からは、既存の保険証とあわせてプラスチック製のマイナンバーカードに保険証機能が備わる予定となっておりますので、マイナンバーカードの普及拡大を見据えた上で対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） コストの問題がかかわることは十分承知しておりますが、市民の利便性向上のため、ぜひとも御検討してくださるようお願いいたします。

一方、答弁の中でありましたとおり、政府は、ことし5月に成立した改正健康保険法により、2021年3月までにマイナンバーカードを健康保険証として利用できることを目指すという報道がされました。マイナンバーカードはプラスチック製です。これを保険証として利用しようと考えている人には、さきの問題は解決できることとなります。しかし、現状ではマイナンバーカードの交付申請そのものが遅々として進んでいないことは、6月に一般質問させていただいたコンビニエンスストアでの各種証明書交付の導入についての答弁でも明らかです。

マイナンバーカードの交付申請が進んでいないのは、何も牛久市だけではありません。総務

省の発表によれば、ことし11月1日現在で交付数を人口数で割った交付率は、全国で14.3%という結果でした。マイナンバーカード作成自体は任意でございます。カードがなくても困らないという人や、個人情報の漏えいが心配だとの理由で、あえて交付申請をしない人が多いようです。そこで、政府はマイナンバーカードの普及を進めるため、先日、マイナンバーカードを持っている人に買い物で使えるポイントを付与する新しい制度を導入することを発表しました。すなわち、1人当たり最大2万円までのキャッシュレス決済の利用に対して5,000円分のポイントをつけるという方針です。また、各自治体でも工夫を凝らしております。兵庫県の三田市は、3年前から独自のサービスを行い、登録用の写真撮影を無料で受け付け、図書館の貸し出しカードにも使えるようにしてきた結果、交付率が24.3%となり、全国815地区で7位の交付率だったと報道されておりました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するのであれば、まずは交付申請しなければなりません。市民が交付申請しやすいように牛久市では何か具体的な創意工夫をされているか、お聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） マイナンバーカードの申請を促すための創意工夫といたしまして、現在、来庁者に対する申請支援や休日窓口の開設等を行い、マイナンバーカードの普及に努めております。

しかしながら、令和元年11月17日現在、牛久市におけるマイナンバーカード交付率は、人口比14.6%、全国的にも14.4%にとどまっている状況でございます。

今後は、休日窓口に加え夜間窓口を開設し、開庁時間内に来庁が困難な方への対応を行うとともに、企業等への出張申請や確定申告会場等での申請受け付けなど、申請機会を拡大する予定であります。

今後予定されております健康保険証機能は、マイナンバーカードの普及を進める契機となることから、より一層カード交付に向けた申請支援を行ってまいります。また、マイナンバーカードの申請から交付までの期間に1カ月を要することから、国民健康保険担当課との連携を密にし、市民への周知を図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） マイナンバーカードは身分証明書として使用できたり、行政サービスを利用できたり、行政手続の簡素化を進めたり、そしてコンビニでの各種証明書交付を可能にしたりと便利な側面がございます。交付申請しようと考えている方に申請しやすくするような工夫・改善を、今後さらに進めていただければと思っております。

続きまして、次の質問に移ります。

既に同僚議員からも何度か質問のあった件でございますが、改めて御質問させていただきます。

市内の住宅地には、ひたち野地域のようにここ十数年で新しく整備された新興住宅地がある一方で、当然ながら開発から50年、60年と経過した住宅地がございます。そこでは、建物の老朽化や空き家、独居老人等々の問題とともに、宅地内の生活道路や側溝・U字溝の老朽化という問題を抱えております。また、上池台団地や小坂団地、東岡見団地などには側溝・U字溝にふたが設置されずむき出し状態になっているところも多く、歩行者や自転車がその側溝、U字溝に落ちてけがをしたという報告もあります。

そこで、まず、本市での生活道路や側溝・U字溝の整備の取り組みについてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） U字溝を含めた生活道路の計画的な改修につきましては、平成27年度まで旧まちづくり交付金を活用して少しずつ整備を進めてまいりましたが、平成27年以降は要件が変更となったことにより交付金が受けられなくなったため、ほとんど整備を進めることができませんでした。

しかしながら、昨年度新設された国の交付金制度を活用し、今年度から整備に着手したところでございます。U字溝を含めた生活道路の改修要望は、市内各所から多数要望されており、一度に対応することは難しいと考えております。そこで、まずは各行政区のメイン道路や通学児童の多い路線を優先的に順次整備を進めてまいりたいと考えております。

また、地区によっては交付金の対象とならない箇所もございますので、一般財源での事業実施についても関係部局と協議調整、財政事情などを考慮した上で、交付金事業とあわせて計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 計画的な整備を進めるということでございますが、当該地域住民は長年にわたって市へ要望している案件の1つでございます。至急整備をしてほしいという御意見をたくさん頂戴しております。本市としての生活道路や側溝・U字溝の整備状況や整備計画について、当該地域住民並びに市民全体への周知・公表はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長野島正弘君。

○建設部次長兼下水道課長（野島正弘君） お答えいたします。

整備状況や整備計画の周知・公表についてでございますが、事業の実施において、年度当初に国からの各種交付金の内示がありますが、近年の交付率の低下により、当初予算・事業計画

どおりの執行ができないなどの状況となっており、予定と実施に相違が生じていることから、その取り扱いに苦慮しているところであります。

議員御指摘のとおり、事業の実施に際しては、広く市民の皆様に広報することは非常に重要であることは認識しているところでございます。今後、さきに述べたような状況であることから、その広報の仕方などを十分検討し、周知・公表できるようにしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 少なくとも自分の居住している住宅地の整備時期の予定を知ることだけでも安心感が得られると思いますので、ぜひ周知徹底をお願いいたします。

また、これまでの答弁を聞くと、メイン道路や通学路となっている道路を中心に整備を進めるということですが、それ以外でも当然ながら老朽化していたり、ふたが設置されていなかったりしているわけでありますから、そこについてはどのように対応されるお考えであるか、お聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長野島正弘君。

○建設部次長兼下水道課長（野島正弘君） 各行政区のメイン道路や通学児童の多い路線を優先的に整備を進めてまいりますが、その他の路線につきましては、行政区と相談の上、破損したU字溝の補修とあわせてふたのみを設置するなどの対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 一方で、側溝・U字溝は修繕・ふたかけの問題だけではなく、側溝・U字溝内の掃除の問題があります。側溝・U字溝内に枯れ葉、雑草、土砂等が詰まり、水が流れなくなってへドロとなつてたまり、悪臭を放つといった声も聞かれます。多くは地域住民、自治会あるいは個人が掃除をして対処しているようでございますが、高齢者にとって掃除は困難で、また、ふたをかぶせてくれたのはいいものの、そのふたが重くて外せないため、掃除ができないとの声も聞かれます。このような場合、市としてはどのような対策をとっているのか、お聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長野島正弘君。

○建設部次長兼下水道課長（野島正弘君） 現在、環境美化活動の一環として、多くの行政区で側溝清掃をさせていただいており、清掃後の土砂について、市で回収し処理を行っております。また、行政区等の要望により、市でも側溝の清掃等を実施しているところでございます。

御質問にありましたように、市に対しましても、清掃を実施していただいている行政区から、高齢化などにより継続が困難になってきているとの御意見をいただいております。清掃が困難

になった場合は、市道路整備課に御連絡をいただければ、現場状況を確認し、通水機能に支障があるような場合は、清掃を実施してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 市として定期的に各団地を巡回して掃除をするということは考えていないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長野島正弘君。

○建設部次長兼下水道課長（野島正弘君） 市が管理する道路は、延長約774キロメートルあり、そのうち側溝の延長は約408キロメートルございます。

側溝を含めた道路の点検は、道路パトロール車による車上からの目視及び段差等を車上感覚により実施しており、土砂だまりの確認までは難しい状況となっております。

今後も側溝の適正な管理を行っていくためには、市の点検だけでは不十分なところがございますので、やはり行政区や近隣住民の方からの情報提供をいただくことが不可欠であるため、引き続き市民の皆様の御協力を賜りたいと考えております。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 行政区や近隣住民の方からの情報提供が不可欠とのことでしたので、市民の皆様にも御協力いただきながら、生活者の視点に立ってしっかりと整備を進めていただけるようお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。これもまた、多くの同僚議員が質問してきた認知症対策についてですが、今回は治療的観点から市としての考えや施策を伺いたいと思います。

さて、既に周知の事実ではありますが、2015年1月に厚生労働省が発表した内容によりますと、日本の認知症患者数は、2012年時点で約462万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人だったものが、さらに今後高齢化が進むにつれ認知症の患者数は増加し、2025年には700万人、実に65歳以上の高齢者の約5人に1人を占めると推計されました。すなわち、認知症という症状は特別なものではなく、誰にでも起こり得る国民病と考えることができます。

そこで、改めてお聞きいたしますが、現在、本市で認知症と診断されている患者数と65歳以上の高齢者に占める割合をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 認知症患者数につきましては、令和元年第2回市議会定例会において答弁したとおり、認知症患者数の統計はありません。

国が2015年に策定した「新オレンジプラン」によりますと、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症を患うと推計されておりますので、国の推計を適用しますと、2025

年、牛久市の65歳以上の推計人口は2万5,451人で、認知症患者数は5,090人となります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） ところで、本年6月18日、内閣官房長官を議長とする認知症施策推進関係閣僚会議において、認知症施策推進大綱が取りまとめられました。その後、研究開発、産業促進、国際展開の基本的考え方で、認知症はいまだ発症や進行の仕組みの解明は不十分であり、根本的治療薬や予防法は十分には確立されていないと述べております。

一方で、そのため、認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発など、さまざまな様態やステージを対象に研究開発を進める。これらの成果を認知症の早期発見・早期対応や診断法の確立、根本的治療薬や予防法の開発につなげていくと、今後の研究成果に期待しているところが大きいと言えます。

そこで、繰り返しになりますが、治療的観点から、特に認知症の大半を占めるアルツハイマー病の昨今の治療法、研究の動向について、市としての見解をお聞きしたいと思っております。

さて、認知症そのものは、認知機能の低下といった症状であり、本来は病気ではありません。変性疾患と言われるアルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビン小体型認知症といった病気が原因となって発症したり、あるいは脳血管性認知症と言われる脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などが原因となって起こったりします。認知症ががんや心臓疾患、脳疾患といった病気や症状と決定的に違うのは、治らない病気、不治の病であると言われることです。もちろん、認知症の中でも治癒できるものはあります。しかし、認知症の約60%を占めると言われるアルツハイマー病を初め、認知症は現在の定説では根本治癒はできないと言われております。できることは、症状を軽くして進行の速度をおくらせる程度です。そこで、いかに早く発見し、いかに早く治療をするか。早期発見、早期治療こそ、大切だと言われております。

すなわち、認知機能の悪化が本人にもわかるが、標準的な神経心理検査ではまだ正常範囲にとどまる主観的認知機能障害（SC I）の段階、あるいはこのSC Iについて起こり、記憶力や整理整頓、計算等の神経心理検査で認知機能能力に異常があるが、まだ着がえ、食事、入浴などの日常生活活動を実際に行うことができる軽度認知機能障害（MC I）の段階、こうした段階で発見し、治療をすることで、認知症の発症を予防することができると言われております。

しかし、認知症は本人ばかりかその家族の生活の質を変え、個人の尊厳を損なうといった深刻な問題を抱えております。認知症家族の介護の負担に耐え切れず殺害行為に及んだという痛ましい犯罪事件、昨年、全国で届け出のあった1万6,927人の行方不明者、報道で繰り返される認知症高齢者による自動車事故、200兆円に上るとされる認知症高齢者の金融資産の管理・運用の問題等々、社会的な問題も抱えております。こうした点で、認知症相談や認知症

サポーター、成年後見制度等の行政による支援は欠かせません。本市でも、多角的な面から支援を続けていることは承知しております。しかしながら、行政等による支援があるからといって、現実に認知症患者を抱える家族にとって、治る見込みのない家族を抱えることは大変な苦勞であり、負担です。何とか治せないものかと悩み苦しむことは当然であると考えます。

認知症の大きな割合を占めるアルツハイマー病は、これまで脳にアミロイドベータと呼ばれるべとついたタンパク質の固まりが蓄積されるためだとされてきました。いわゆるアミロイド仮説と呼ばれるものです。そこで、世界中の医師や研究機関、大学、製薬会社がこのアミロイドベータを除去するための治療法、治療薬開発にしのぎを削ってきました。ところが、これまで何十兆円という莫大な開発費を投じてきたものの、有効な治療薬は生まれていないのが現状です。そこで、現在では、アミロイドベータからタウという脳に蓄積する別のタンパク質を除去する治療法に切りかえたり、あるいは神経細胞がうまく働くように脳内環境を整えているグリア細胞に焦点を当てて開発を進めたりする研究も進められております。

一方で、佐賀女子短期大学の長谷川 亨名誉教授は、ホモシステイン酸というアミノ酸の一種が体内に蓄積することによってアルツハイマー病を引き起こすとの考えに基づき、このホモシステイン酸を抑制する方法によってアルツハイマー型認知症患者の改善に成果をもたらしたとの報告があります。また、神経変性疾患の世界的権威でカリフォルニア大学名誉教授のデーブル・ブレデセン医師は、アミロイドベータがなぜ脳にたまっているのかを掘り下げて研究し、その結果、脳は炎症、栄養不足、毒素という3つの脅威にさらされることによって、それらの防御応の一環としてアミロイドベータを集積させることを突きとめました。そして、脳に対する脅威が強力で一向におさまらない状態が長く続いた場合、本来脳を守るはずのアミロイドベータが過剰になってしまい、逆に脳神経を破壊するに至るというプロセスを解明し、アミロイドベータを取り除けばよいとする従来の考え方の誤りを指摘し、3つの脅威を取り除くことこそ根本的な治療法であるとして、リコード法という36項目に及ぶ治療方法を提唱し、実際に多くのアルツハイマー患者を治癒したという成果も報告されております。

そこで、このような治療法研究の動向や成果事例のあった治療法について、本市としての見解をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） アルツハイマー病を含む認知症の治療につきましては、近年、認知症状の進行を抑制する薬剤の開発のみならず、食事・睡眠・運動等の生活習慣の改善に着目した治療法なども研究されており、その効果等には注目しているところです。

市の認知症対策といたしましては、予防対策とともに認知症傾向のある方の改善を図るため、

認知症簡易検査や、介護予防を目的とした元気教室の実施後に面談等を行い、リスクが高いと判断された方に対し、唯一認知症の改善の効果があると立証されている運動を取り入れた教室を開催しております。

また、認知症状が強く見られる方の御家族等の相談については、専門医や認知症疾患医療センターの紹介等を行い、現段階で効果的な治療が受けられるよう支援しております。

市といたしましては、最新の治療法について、今後も積極的に情報収集に努め、科学的根拠や公平性、個別の治療状況や主治医の見解等を踏まえた上で、慎重に情報提供等に活用するとともに、専門医療機関の把握や認知症疾患医療センターとの連携に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） いまだ公に確立していない認知症の治療法について、行政サイドとして改めて見解あるいは評価を下せないということはよく理解できております。しかしながら、現実にはわらをもつかむ思いで治療法の確立を待ち望んでいる多くの患者さんとその御家族の方々がいらっしゃいます。医療保険を使えなくても何とかこうした治療法に活路を見出そうと、多額の費用を全て自費で支払っている方もいらっしゃいます。行政としても今できる認知症に対するあらゆる施策を講じながら、その治療法の研究から目を離さず、情報収集、調査研究に努めていただきたいと思います。そして、一刻も早く保険適用の治療法が確立することをともどもに願ってまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 以上で1番鈴木勝利君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

午前10時42分休憩

午前10時54分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、4番長田麻美君。

〔4番長田麻美君登壇〕

○4番（長田麻美君） 改めましておはようございます。日本維新の会、長田麻美でございます。

通告に従いまして一問一答方式にて質問をさせていただきます。

それでは、大きな1つ目として、有機農業の推進についての質問をいたします。

国では、有機農業を推進するため、超党派による議員立法により、有機農業の推進に関する法律「有機農業推進法」が平成18年12月に成立されました。同法に基づき、農林水産省では、有機農業の推進に関する基本的な方針を平成19年4月に公表しており、国でもますます有機農業の推進が注目されているところであります。

そもそも有機農業とは、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ農業生産に由来する環境への負荷を低減するものとあります。有機農業の推進に関する法律による有機農業の定義として、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない」、「遺伝子組み換え技術を利用しない」、「農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する」、この農業生産の方法を用いて行われる農業です。国内の有機農業の特徴として、世界各国に比べて取り組み面積が少ないとのデータが出ております。これは、もちろん風土や流通の条件なども大きく関係しそのようなデータが出ていることは、栽培の難しさなども承知をしておりますが、近年のオーガニックへの関心や食育の観点、就農者確保の可能性などの観点から、現在の観光農業とともに並行して有機農業の推進を市としても考える必要もあるのではないかと考えます。

まずは、市内の有機農業の現状と、そして課題についてをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 長田議員の御質問にお答えいたします。

現在、私たちの生活の中で、有機栽培や有機野菜という言葉は一見認知されているようですが、日本国内における有機農産物の畑の割合は全体の約0.2%と非常に少ないのが現状でございます。

有機農業とは、先ほど議員のほうからもありましたとおり、化学肥料や農薬及び遺伝子組み換え技術を使わないで、環境への負荷をできる限り低減して行う農業です。

有機野菜として認証されるには大変厳しい審査をクリアしなければなりません。加えて、申請する時点で2年以上農薬や化学肥料を使用していない圃場づくりをしていかなければなりません。

そのほかにも厳密な書類審査、実地検査だけでなく、圃場の周辺状況の審査、栽培履歴や管理計画、使用する種子や苗のリストアップなど、多くの書類の提出や審査が求められますが、その手間とコストの全ては生産者が負担することになります。さらに、品目ごとに一連の手続を行わなければなりません。認証後も、有機JAS規格の認証を継続するためには毎年365日以内の再申請が必要になります。このような事情から、実際には有機農業と同等かそれ以上の営農をしていますが、あえて有機JASを取得しない、あるいは一度取得しても更新しない生産者が多いのが実情です。

また、万が一農作物が自然災害や病害虫被害などの自然界の脅威にさらされた場合、通常栽

培であれば使用できる即効性のある化学的な農薬や肥料を使用できないため、安定的な収穫量を確保できない可能性も指摘されており、生産性やコストの観点からも経営リスクが高いと不安視されていることは否めません。

有機農産物については、2005年女子栄養大学から発表された「栽培条件（有機栽培と慣行栽培）の違いによる野菜栄養成分の比較」という研究論文及び2009年のイギリスの食品基準庁の報告によれば、栄養価は通常栽培の作物と変わらないという結果も報告されております。

以上のような状況を鑑みると、市内の代表的な農業者である認定農業者の中に有機農業を営んでいる方がいないことも理解できます。

とはいえ、できる限り環境に優しい持続可能な農業の推進は、世界的な取り組みにもなっております。有機農業は、ある意味では理想的な営農スタイルですので、今後はそれを目指して試行錯誤が重ねられていくものと思われまます。

牛久市では、現時点でできることとして、既に取り組んでいる減農薬、減化学肥料を実践するエコファーマーの推奨や環境保全型の農業の取り組みを通じて、地球に優しい農業を地道に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 現在は有機農業生産者が牛久市にはいないということがわかりました。大変難しい農法であるので、実際生産性を考えてできないという方もいらっしゃると思いますが、今後は発展していくのではないかと考えられます。

次に、有機農業と地方振興を考える自治体ネットワークについての質問をさせていただきます。

このネットワークは、有機農業を生かして地域振興につなげている、またはこれから取り組みたいと考える市町村や、このような市町村をサポートする都道府県、民間企業の情報交換等の場を設けるため、令和元年8月1日に立ち上がったもので、当初、会員として17市町村及び8県が参画し、今後、本ネットワークを活用して会員間の相互の交流や連携を推進するものであります。

有機農業の推進上の課題として、市町村の取り組みは偏在しており、参考と事例の入手が困難なことや、観光農業と比較すると、先ほどもありましたが、収量や品質、そして販路確保等の課題が多岐にわたり、市町村のみでの解決が難しいとの課題があります。そこで、先進自治体の事例を後進自治体が学び、有機農業推進上の課題の解決や取り組みの効果増大に資することを目的に、自治体間を直接結ぶネットワークが構築されました。

千葉県のいすみ市は、有機農業を生かして地域振興につなげる取り組みを先進的に行ってお

ります。自然と共生する里づくり協議会の設立から、有機米生産の働きかけをし、4年後からは小中学校の給食で使用する御飯を全量有機米に改めたそうです。このネットワークはそういった先進地の取り組みなどを直接学ぶことができるものです。現在のところ、本市においては、有機野菜生産者はいない旨の答弁をいただいたところでございますが、今後、情報の共有はしておくべきであると考えます。

そして、以前の質問でも取り上げましたが、就農者のなり手不足の問題が出てくるわけでございます。農業への新規参入者、特に若い世代は有機農業志向が多いとも伺っております。就農者確保の可能性をふやしていけるよう、将来的なことを見据え、今後の有機農業と地方振興を考える自治体ネットワークに参加をしてはどうかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」は、有機農業を生かして地域振興につなげたい、またはこれから取り組みたいと考える市町村や、このような市町村をサポートする都道府県、民間企業の情報交換や相互の交流連携を目的に本年8月に立ち上がったものでございます。11月18日現在の農林水産省の同ネットワーク会員名簿資料によりますと、全国で20市町村が会員となり、9県がサポート会員となっております。この中に茨城県及び県内の市町村は含まれておりません。

牛久市における農業の現状を申し上げますと、代表的な生産者である認定農業者数は現在93人ですが、ほぼ全員が、JAや市場持ち込みによる出荷あるいはみずから直売所に持ち込む出荷という形をとっています。生産スタイルにおいても従来の慣行農業がほとんどで、有機栽培による有機野菜の認証を取得している農家は把握しておりません。

以上のことから、本市における「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への加入に当たっては、慎重な検討が必要と考えます。今後は、有機農業を実施する生産者がふえ、県のサポート体制が整うなど、メリットが享受できる状況になれば、前向きに検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 生産者が現在いないということ、県のサポート体制が整っていないということで、加入については慎重になってしまうというお気持ちは理解ができました。しかしながら、逆に、市の理解が得られるなら始めたいとそう考える新規参入者をそれでは逃す結果になりますし、国が動き出したということは遅かれ早かれ県におりてくると思います。そこで県におりてきたそのサポートを待って始めるということは、やはり出おくれにもなると思いますので、ましてや私が申し上げていることは、ネットワークに参加し勉強なさってはどうかという、予算もほとんどかからないこととございますので、本市にはグリーンファームもござ

いますので、情報の吸収だけでそれだけでもメリットがあると思います。そのことも踏まえて、市長にお考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 食の安全ということで、まずいろいろなことで、農薬とかいろいろで、世界でも議論されています。そして、僕は思うんですけども、非常に日本はそういう基準が厳しい。有機農法にしてもそうなのかなということを思います。これは食の安全を担保するためには多少のあれは必要なのかなと思います。ただ、いろいろな道の駅なんか行きますと、有機農産物が非常に市民からいろいろなことで支持いただいているのが多く出てきているという話も聞きます。そして、やはり今、この環境に優しい食、そういうものをこれからどのように農業でも展開していくのかと、これは大きな私は問題だと思います。

昨日、私、農業委員会のほうの会合に出ましていろいろなお話をしました。そして、もっといろいろな食の活用、例えばこの前のちょっとおもしろい話なんですけれども、ブロッコリーが認定者の牛久市ではしようとしています。では、ブロッコリーのジュースをつくったらどうかという話がありました。いろいろな挑戦をするのもこれから牛久の農業に寄与するものですから、私はJAとかいろいろなことのいろいろな生産者とのつながりありますけれども、けれども市はさまざまな物の取り組み方、その牛久の農産物をどのようにこれからアピールするか、そして利益あるものにするか、そしてそういうものの売れる場所をどうするか、そういうことをもっともっと積極的にやる必要があるのかな。県でもやって、その有機農法とかきましたので、茨城県はやっていませんけれども、今度展開されます有機農法のことはどうかという話を私もしてみるつもりでございまして、やはりいろいろなチャンネルを持つこともこれからの牛久の農業、ましてや茨城県の農業に対しても大きな意義があるのかなと私は個人的にそう思っています。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） ありがとうございます。市長のほうから今、いろいろなことに農業においても挑戦していきたいという御答弁をいただきましたので、ぜひともこれから龍ヶ崎市に道の駅もできますし、また、牛久シャトー、そして牛久市の観光やそういう物産についても力を入れていくところではあると思いますので、この有機農業についてもぜひとも考えていただければと思います。

次に、おくの義務教育学校の校舎の利活用についての質問をさせていただきます。

来年度から開校予定であるおくの義務教育学校については、今後、小中学校の校舎を一体化し、1校で運営していくと伺っております。おのずと1校舎があくことになるわけですが、前回の一般質問で、空き校舎の利活用については義務教育学校の開校後に検討していくとの答弁

をいただいております。具体的な計画はこれからとしても、早期の大まかな見通しや構想は必要だと思いますので、将来的な利活用について、以前お聞きしてからの進捗があったか、お考えを再度質問させていただきます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 令和2年4月開校予定の「おくの義務教育学校」は、施設分離型での開校となりますが、あわせて令和2年度以降、一体型校舎の実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えています。

具体的には、令和2年度において、2つの施設を1カ所にまとめる際に、旧奥野小にするか、旧牛久二中の場所にするのかの「学校の位置」、小規模特認校制度を活用してどの程度の児童生徒を募集し、その結果、一学年のクラス数をどの程度にするのかの「学校の規模」、現在の校舎の状況を確認した上での「増築か改築かの検討」、そして「財政的な見通しのもとでのスケジュールの検討」等、設計の根幹となる部分についての検討をこれからいたします。

また、あわせて、学校としては使用しない一方の敷地についての跡地利用についての考え方も整理し検討を進めるべきと考えております。この跡地利用については、一体型校舎が実現した後でなければ具体的な使用はできないという時間的な制約があります。

つまり、仮に一体型校舎の建設について、来年度の検討を踏まえて令和3年度から事業に着手した場合でも、設計や施工には最低3年程度かかると仮定すると、一体型校舎の利用開始は5年先となりますので、跡地利用の活用も最速でも5年先にならざるを得ません。

したがって、5年先の社会状況や地域のあり方をも想定した議論が必要となります。検討は来年度より実施したいと思います。

なお、奥野地区の義務教育学校が、奥野地区住民に愛着を持たれ、その施設が地域コミュニティ振興の中心施設となるためには、来年度の検討段階から地域住民の参画のもとで実施したい旨の答弁を前回議会においても申し上げましたが、具体的なコミュニティ・スクールの学校運営協議会の仕組みを活用して、地域住民の意見集約を実施していきたいと考えています。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） この件に関して、地域の方々からは、「どちらの校舎になるにしろ、学校に隣接をしている土地なので、安全が守られるように使ってほしい」、そういうお話や、「奥野地区が発展するような使い方をしてほしい」などの御意見をいただいているところでございます。そうしたことも考えながら、未利用地にはしないように、ぜひ特色があり、そして奥野地区に人を呼び込めるような利活用をしていただきたいと思います。

そこで、先日、行方市のファーマーズヴィレッジを視察してまいりました。報道でも取り上げられることも多いので御存じの方も多いかと存じますが、この施設は2013年に少子化で

廃校になってしまった学校の校舎を、100年以上地元の人たちの成長を見守ってきた大切な場所ということで、もう一度この校舎を笑顔でいっぱいになりたいという思いから生まれました。そこで、同市が地元のJAなめがたしおさいより甘藷を原材料として購入している大阪の企業に同JAに紹介してもらって形で企業誘致としてアプローチし、開設されたということでございます。廃校になった校舎の既存の部分を多く残した形で利用されており、地場産の野菜や加工品などの買い物や食事でもでき、そして楽しみながら勉強や工場見学もできるようになっております。小さい子から高齢の方々まで誰もが楽しめる大変すばらしい施設でございました。

その中でも、廃校となった学校の思い出がそのままの形で残されている校門、そして教室などに、当時のその学校を知らなくても懐かしさや感動がありました。地元の方はより感慨深いものが思い出されると思います。

また、年間の来客数は年々増加しており、平成29年度時点で22万5,500人が来場しているとのことで、大変大きな収入も見込まれていると思います。行方市からの運営補助金等の支出はなしということも聞いておりますので、ぜひこのような施設を牛久にも誘致できればいいのではないかと思います。いかがでしょうか。市のお考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 跡地利用につきましては、奥野地区の特色を生かした、人を呼び込めるような視点から検討することは、必要な着眼点の1つであると思います。そして、長田議員の提案のような、市民の思いが詰まった体験型の集客施設の整備や誘致は、その具体的な方法の1つであろうと思います。

しかしながら、先ほど市長から御答弁を申し上げましたとおり、跡地利用については、5年程度先を見据えた中での検討をすることが必要でありまして、社会情勢の変化や地域のあり方も含め、ある程度の時間をかけて議論をすることが必要と思われまます。

そのような中で、令和2年度は牛久市第4次総合計画の策定や都市計画マスタープランの改定のタイミングでもあることから、全市的な視点の中での位置づけができればと考えているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 5年先ぐらいからのお話ということで、でも6年未満に1校舎にしななければならないという補助金の問題とかもありますので、そういうことも伺っておりますので、6年後には必ず1校舎になるんだと思うんですが、準備としてそういったやはり誘致にかかわるものは、前々からいろいろな企業に声かけなどを始めていかないといけないと思いますので、ぜひ提案の1つとなってしまいますが、早目の方向性の御提示をしていただければ今後につながっていくのかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

大きく分けた最後の質問として、古民家活用プロジェクトとまちおこし協力隊についての質問をさせていただきます。

島田町の古民家活用プロジェクトは、過疎地域が抱える課題に地域内外の多様な主体が協働で取り組むことを実施しており、過疎地域を活性化するモデルをNPO法人が借り上げた古民家を拠点にさまざまな地域の住民や組織、企業等が参加し、過疎地におけるコミュニティー再生と一体化した環境保全再生事業の可能性を全国に示すことを目的としております。

御承知のとおり、小中学校の学校運営にも大きくかかわっているところでございますが、古民家活用プロジェクトと市のかかわりについてお伺いをいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久第二中学校では、総合的な学習の時間において古民家活用プロジェクトに取り組んでいます。この取り組みは、二中学生が自分たちの学区を3年間かけて歩いたり、地域の清掃活動をしたり、区長さんたちから奥野地区の現状を聞いたりする中で、人口減少による空き地や耕作放棄地、空き家の増加、さらにはソーラーパネルの設置が急速に広がる現状を知るところから始まりました。奥野地区を将来にわたって持続可能な地域にしていくにはどうしたらよいか、そのために自分たちに何ができるかを考える過程で、この古民家再生プロジェクトが生まれました。古民家を有効活用すれば、この奥野地区に人がふえ、活気もあふれるのではないかと考えた中学生たちの手によって、このプロジェクトがスタートしています。

これまでの活動の一部を紹介しますと、古民家再生のために、まず地域の方と協力して古民家の清掃活動やリノベーションに取り組みました。古民家の周りに生えている竹を用いて家具や食器をつくる取り組みも行いました。また、奥野地区に観光で訪れ、そこに転居してきてくれる人がふえてほしいと考え、この古民家で食事を提供したり、宿泊施設として活用したりする方法も考えています。夏休みを利用してこの古民家に泊まった中学生もいます。実際に自分で泊ってみることで、今の古民家に足りないものは何かに気づき、その後の古民家の改修に役立てています。さらに、地元のみそ店のみそを使っただんごや、果樹園のリンゴを使ったスイーツのレシピを地域の方々との共同開発で作成しましたので、今後、地域の方々に提供したいと考えています。こうした活動には、NPOの方々、学校運営協議会の方々、区長の方々ほか、多くの地域の方々の御協力をいただいています。

なお、これらの取り組みは、牛久二中の授業として取り組んでいるものでありますが、教育委員会としても、こうした体験が教科の学力と結びつき、これからの世界に生きていくための力となってくれるような学校づくりを支援したいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） それでは、次に、地域おこし協力隊の導入について伺います。

地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その永住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度であります。まさに奥野地区に必要な制度であると考えております。

近隣自治体では、龍ケ崎市や稲敷市など複数の自治体が導入をしており、大変すばらしい効果が生まれていると聞き及んでおりますが、市の把握している近隣自治体の現状について伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 平成21年度から始まりました地域おこし協力隊制度は、総務省によりますと、平成30年度では全国1,061の自治体で取り組まれており、5,530人の隊員が活躍しております。

茨城県内では、11月1日現在、県を含めて23自治体67人の隊員が活動しております。

近隣では、議員のほうからも御質問の中でありましたように、龍ケ崎市が、6次産業化推進事業や特産品開発などのグリーンツーリズム担当2人と、東京オリンピック柔道競技のホストタウン事業等を推進するスポーツツーリズム担当1人、合計3人の隊員がそれぞれの活動団体との連携や啓発活動、各種イベントなどの事業企画・実施などの活動を行っております。

稲敷市では、移住定住コンシェルジュとして3人、マスコットキャラクター「稲敷いなすけ」を活用した地域活性化活動等に2人、合計5人の隊員が活動しており、令和2年度の隊員募集も始めたとのことでした。隊員は、SNS等での稲敷市の魅力発信や、交流人口増加のためのイベント開催などの活動を行っております。

自治体によりましては域内の地域を限定し活動に取り組むもの、域内全域を活動地域としてテーマを決めて取り組むものなどさまざまではございますが、龍ケ崎市・稲敷市ともに市内全域での活動を行っていると伺っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 県内でも23市町村67人が協力隊として活動しているということで、本市についても導入すべきであると考えます。何よりも、総務省が隊員1人につき、報酬費等として年間200万円から250万円、活動費として年間150万円から200万円、それぞれを上限に地方自治体に対して特別交付税措置がされますので、はっきり一言で言ってしまうと、導入しても市の腹は何ら痛まない制度でございます。また、これから奥野の義務教育学校としてますます総合的な学びにもユネスコスクールとして力を入れていくと思うんですが、そこでも地域の方々やそういったNPO法人の皆さんの協力がなければできない教育ではない

かなと思います。そして、こういった地域環境について、勉強の中でやる地域環境について、先生方は余り詳しくない現状があると先日教育長からの答弁もあったところでございます。地域や学校、行政のパイプ役としても大変な重要な役割になるのではないかと考えますし、今回はこの島田町の古民家プロジェクトにあわせて質問しておりますが、必要なところであれば市内全域に対してもいい役割になるのではないかと考えております。

さらに、この件に関しては、地域住民の方々から要望が出ているわけですので、導入しない理由が見つかりません。ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 地域おこし協力隊の取り組みにつきましては、平成27年第4回定例会での伊藤議員からの一般質問で、当時の牛久市には十分な人の流れやまちの活力があり、人口も増加を続けていたことから、活用は検討しないことを答弁申し上げました。

地域おこし協力隊制度が始まって10年がたち、問題点も見えてきました。若者の少ない過疎の村で、任期後、定住に至り、起業して地域活性化に貢献したケース、自治体や外郭団体に就職するケースもあれば、自治体の指導や教育とそりが合わずに任期途中でやめるケースなど、さまざまでございます。

地域おこし協力隊の制度は、自治体の裁量が大きな制度だと言われております。それゆえに、地域おこし協力隊や集落支援員の全国組織である「地域サポート人ネットワーク全国協議会」では、首長以下行政組織全体で地域おこし協力隊の意義や目的、活動内容が十分に共有できているかが重要であり、導入においては、受け入れ地域や関係団体の主体性や当事者意識が十分に醸成されているかが肝心であると言っております。さらに、最近では隊員のなり手不足も問題となってきており、募集しても定員に満たない状況も多いと聞いております。

なお、これまで根本市長が就任しましてから毎年実施してきましたタウンミーティングにおきましては、当該地域から、古民家活用の活動支援等の意見が示されたことはなく、さらに行政区長からの要望もございませんでした。

以上のような状況を勘案しますと、牛久市として地域おこし協力隊を活用した古民家活用の取り組みを実施する予定は現時点ではございません。しかしながら、エスカードビルからのイズミヤの撤退や牛久シャトーの飲食・物販部門の閉鎖、そしてふえ続けてきました人口も減少に転じつつある現在は、まちの活力を取り戻し、再び選ばれ続けるまちとなるためにも、さまざまな施策の検討をしなければなりません。その中の1つとして、地域おこし協力隊の活用も検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 今、部長の答弁から、タウンミーティング等ではこの件に関して地域から出ていないという御答弁をいただきましたけれども、タウンミーティングではないんだと思うんですが、地域の方々が市役所に出向いてこの話をしに来たと、そういうお話も伺っております。余りいい御答弁は得られなかったということで、その地域の方から相談をされたという経緯もございます。

それで、この地域おこし協力隊に関しては、市で実施すると決めて、その地域やその市の仕事を突然させた場合は、方向性も定まっていないので余り活動が具体化せず、余りいい効果が得られないこともあるかもしれませんが、この島田町に関して、住民の方々がもうどういふふうにしていくか、もう始まっていることでありますので、そこでそういう人が必要だと。具体的にこういう仕事をしてほしい、今後3年たった後も継続してやっていってくれるようにできるんだという、そういうそこまで考えてのお話をいただいております。もう明確になっているわけですし、予算もかからないことですので、どう考えてもこれは地元住民の方々の要望でもございますので、導入してはいかがかと。今、答弁いただきましたけれども、市長に再度質問させていただきます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 地域おこし協力隊、僕はこれ、非常に農業にかかわらずいろいろな作業、いろいろ僕はあるのを伺っております。ただ、この制度、1年からおおむね3年限度の制度ということでございまして、その後どうするのかという話がございまして。牛久でもそういうことで始めた事業がございまして。グリーンファームでございまして。グリーンファームを何年かは、何年かな。グリーンファームでも補助金出してくれるというので立ち上げて、その後それをどう運営するかというあたり、非常に厳しい状況もあったので、けれどもだめだというんじゃないなくて、補助金があるからそういうのをやったらどうだ、それからまちによってはどうだということで、これちゃんとしたビジョンをつくっておかないと、その補助金が終わった後、それがなし崩し的に、現在もそうあるようですけども、すぐに終わってしまう。これではせっかくやった意味がかえって逆になってしまう。

ですから、その補助金がちゃんといただいている。それをその前にしっかりとしたものをつくって、そしてこれは終わった時点で、またそれがまちで持続運営してできるのかということも考えていかなくてはならない。行政としてはそういうことを思っています。ですから、こういういろいろなことを、まちをどうしよう、そしてよくしようというのは、私はすごく助かります。牛久シャトーに対しても、エスカードに対しても、そういうことです。牛久シャトーにしてもエスカードにしても、このまちおこし協力隊というのをもしできれば活用していきたいと私のほうは、ただ、その後をどうしたらいいかということもしっかりとした議論をする必

要があるのかなと思います。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） このまちおこし協力隊に関して、悪いとは思っていないという答弁をいただきました。地域住民の方もこの制度に関してはかなり調べているようで、すごく詳しくあったんですが、3年で補助金が終わるということですが、延長もできるんですね。延長しても一生涯続くわけではないので、その後、その地域でNPOとか会社をやっている方もいるので、自分のところでも雇えるとか、そういった未来のことまで考えて要望くれているので、ぜひともしっかり地元の方々のお話を詳しく聞いていただき、検討をしていただければと思います。

今回は農業からそういう地域のことの発展をメインに質問をさせていただきました。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（石原幸雄君） 以上で4番長田麻美君の一般質問は終了いたしました。

次に、7番伊藤裕一君。

〔7番伊藤裕一君登壇〕

○7番（伊藤裕一君） 会派フォーサイトの伊藤裕一でございます。

今回は大きく3点にわたり質問をさせていただきます。

1点目は、受動喫煙防止条例についてです。

喫煙による健康被害は広く知られるところでありますが、日本医師会のホームページによれば、たばこを吸う夫の妻は、夫からの受動喫煙がない人に比べ肺がんリスクが1.3倍になるなど、受動喫煙についても被害があることが知られております。

市民の健康という観点から、禁煙の奨励、受動喫煙の防止に取り組むことは、市の仕事の1つであると考えてところでございます。多くの人が使う施設での禁煙を定める昨年の改正健康増進法成立以来、公共施設内における禁煙、市民に禁煙を促す取り組みなどが広がってきているものと承知をしております。そこで、本市における受動喫煙防止の取り組みについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 令和元年第1回定例会で答弁いたしましたとおり、平成30年7月に改正された健康増進法により、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満の者、患者、妊婦が主な利用者となる、学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等の第1種施設は、令和元年7月1日より原則敷地内禁煙となりました。

法改正に伴う7月1日から実施した市公共施設46カ所の受動喫煙対策は、敷地内禁煙は42カ所、建物内禁煙はエスカードとリフレの複合施設内にある3カ所と市役所庁舎の合計4カ

所となり、同時に法定外ではありますが、運動広場4カ所を敷地内禁煙といたしました。

その他の受動喫煙防止対策は、従来から実施している保健師禁煙相談、子供の未来を応援する禁煙チャレンジ助成金制度、空気もきれいなお店認証制度について、広報周知を強化してまいります。空気もきれいなお店認証制度は、建物内終日全面禁煙である店舗の認証制度で、令和元年10月現在で市内43店舗が登録されております。改正健康増進法においては、小規模既存飲食施設は届け出により喫煙可能となることから、禁煙店舗の拡充による受動喫煙防止対策として今後も継続し、取り組んでまいります。

広報周知につきましては、7月1日に市ホームページに従来の対策とあわせ、健康増進法改正内容を追加更新し、広報うしくには、7月1日号に市公共施設の敷地内全面禁煙情報、11月1日号、12月1日号には、従来の受動喫煙防止対策を掲載いたしました。さらに、令和2年度「健康づくり情報・年間予定表 すこやか」の表紙に法改正内容を掲載するなど、周知を強化してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 数々の対策を行っているとのことであります。他自治体では受動喫煙防止条例を定める例も出ており、市民・事業者の責務として受動喫煙を生じさせないよう努めること、路上喫煙等禁止区域の設定、路上等喫煙禁止区域において喫煙の中止命令に従わなかった場合の過料徴収等をその内容としております。

そこで、本市において、受動喫煙防止条例を制定するお考えはあるか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 受動喫煙防止条例の制定につきましては、令和元年第1回定例会において、「7月1日以降に改正健康増進法に遵守した対策による効果と影響等を確認し、必要性を含めて調査研究していく」と答弁したところです。

具体的には、対策の効果や影響の確認について、令和2年度に「うしく健康プラン21第3次計画」を策定いたしますので、その策定に向けて実施する健康実態調査において、評価する項目をつけ加え、条例の制定に向けて検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 今後、条例の検討が行われるということでございます。条例の内容は、自治体によりさまざまございまして、過料徴収、東京都のような改正健康増進法に上乘せる形での飲食店の禁煙など強制力の強い仕組みはハードルの高い面もあり、なかなかさまざまな議論もあるところかと思えます。

そこで、まずは市民・事業者の責務、市の取り組みなどの以遠的なところを定めるとともに、一部で規制を導入するというのも一つの案であるかと考えます。規制という点では先ほど述べ

ていただきましたような学校や病院といった子供・患者等が利用する改正健康増進法の第1種施設、敷地内、これは既に禁煙ではございますが、その周辺道路上を受動喫煙防止条例で路上等喫煙禁止区域として定める例もございます。受動喫煙防止条例について検討するに当たり、路上等喫煙禁止区域の設定についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 改正健康増進法により、本年7月から敷地内近年となった第1種施設においては、喫煙場所が限られたことにより、敷地外の路上または車の中での喫煙、それに伴うたばこのぼい捨て等の影響が出る可能性があると考えております。受動喫煙防止条例の制定とあわせ、路上等喫煙禁止区域の設定については、地域における受動喫煙を防止する具体的な対策として調査研究してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） それでは、今後検討していただくことを期待いたしまして、次の質問に移ります。

2番目の質問が、牛久シャトーの物販事業についてであります。

さきの全員協議会におきまして、牛久シャトーの運営に当たる新会社「牛久シャトー株式会社」の役員人事が発表され、今後は飲食・物販事業の再開に向け、コンセプト等具体策の検討に入っていくと推察されるところです。

ところで、私は、平成30年3月の定例会におきまして、ワイン特区の活用による本市醸造のワイン販売について質問させていただきました。その際の答弁は、飲食・物販事業の撤退前だったこともあり、「牛久グリーンファームが製造するワイン『レガーム』は利幅が薄く、シンボリックな商品として捉えている。同社のブドウ栽培規模ではワイン特区の最低製造数量基準2,000リットルに満たず、現時点ではワイン特区を当市が申請する状況にない」とのこと였습니다。しかしながら、今回、牛久シャトー株式会社の設立という大きな状況変化に鑑み、改めまして伺います。本市醸造のワイン販売については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 12月1日付で牛久シャトーの土地・建物の賃貸借契約が成立し、議会冒頭で御報告いたしましたとおり、新会社も設立に向け動き出したところでございます。今後、新会社が設立した後に、まずは酒類販売業免許を取得し、その後、酒類製造免許の取得を目指す計画を立てております。

牛久シャトーの最大の特徴であるワインの製造及び原料であるブドウの圃場については継続して維持し、以前のようなワイン製造の復活を目指す方針です。このワインの製造事業は、牛

久シャトーが血の通った現役の施設であり、現在もなお創設時の精神と機能が生き続けていることのおかげとして、明治から続くワイン醸造の系譜が途切れないよう、早期に再開することを目指すものでございます。

店舗経営と並行して製造業も行っていくことは、新会社としてハードルが高いものとなりますが、牛久シャトーの圃場で収穫したブドウを使い、シャトー内のワイナリーで醸造した「牛久ワイン」を牛久シャトーで販売することが、本施設の使命の1つであると存じますので、実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 前向きな御答弁をいただきました。先ほど答弁の中にもございましたように、検討しなければならないのが酒税法に基づく酒類製造免許の取得でございます。手法といたしましては、最低製造数量基準、通常6,000リットルが2,000リットルに緩和されるワイン特区の活用、また、合同酒精株式会社が保有していた免許は使えないのかどうか、さらには通常免許の取得、その3とおりが考えられる手法かと思えます。どのような手法を想定されているのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 酒類製造免許を取得するにおいては、さまざまな要件がある中で最低製造数量基準が定められており、ワインは年間6,000リットル以上製造することが求められています。

現在、牛久シャトー内の圃場で収穫できるブドウで醸造できるワインは、本年の実績で約1,200リットルであるため、不足しているブドウをどう調達するかが課題となります。この解決策といたしましては、日本遺産の申請で連携している甲州市や、以前牛久シャトーと取引のあった県外のブドウ農家などに交渉するなどが考えられます。

一方、平成30年第1回定例会で答弁いたしましたとおり、内閣府が認定する構造改革特区制度を活用することにより、最低製造数量基準が年間2,000リットルに緩和されますが、産地が市域に限定されるため、牛久市がワイン特区を受ける場合、市内で栽培されたブドウで最低製造数量である2,000リットル以上をクリアすることが必要となります。このため、現在、うしくグリーンファーム株式会社で販売している「レガーム」の本施設での醸造を検討するほか、将来的には市内に新たな圃場を確保し、ブドウの収穫量をふやす必要があります。新しい圃場については、久野町にある茨城農芸学院とのブドウ栽培を当市から提案し、現在、検討が進んでいるところです。

いずれにいたしましても、解決しなければならない課題がございますが、牛久シャトーで牛久産のワインを醸造するという強い使命感を持って取り組んでまいります。

なお、レガームでございますけれども、12月15日販売の予定でございます。生産本数が1,220本でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） さまざまな産地のものを視野に入れながら考えていくとのことでした。ということは、ワイン特区の申請も視野に入れながらということではよろしいのかどうか、確認をいたしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

市長のほうからの答弁もありましたとおり、ワイン特区を取った場合には2,000リットルに緩和されるということで、シャトーでのブドウの栽培、それからグリーンファームでのレガームのブドウの栽培、合わせるとそれはクリアできるということもわかっておりますので、その辺のワイン特区の申請も視野に入れながら、これから進んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） この項目の最後の質問としまして、先ほどこれから発売になるとお話がありましたレガームの今後でございます。

過去、牛久シャトーがワインを販売する一方で、本市が出資するうしくグリーンファームでもワイン「レガーム」を販売していたことは、バッティングの問題が生じるものでもございました。一方で、レガームの醸造委託先が立地する常陸太田市は、本市の姉妹都市であり、レガームとはイタリア語で「きずな」を意味し、常陸太田市並びに友好都市のグレーヴェインキアンティ市との交流が未永く続くよう命名された経緯もございます。

これらの事情を踏まえまして、レガームの今後についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） レガームは、御存じのように、うしくグリーンファームが栽培したブドウを100%使用したワインです。新会社が設立され、醸造が可能な状況になれば、生産から醸造までを市内で完結できることとなり、まさに地産地消の理想的なシンボルになると思われま。

うしくグリーンファームは、初年度から姉妹都市である常陸太田市の檜山酒造に醸造を依頼してきました。現在も栽培方法やラベルの作製に至るまで御指導をいただいているところでございます。同社とも今後もこの良好な関係は維持しつつ、よりよい牛久産ワイン「レガーム」を消費者に提供できるよう、地産地消推進の一環として市としても支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） レガメなんです、ことしは1, 220本つくりました。そのラベルも公募によって……。レガメのラベル、ことしは変わりました。それで、来年からは市民から応募していただいて、それでそのような市民のまさしくつくったラベルでもってレガメを売るというような企画であります。そういうことで、市民の方もいろいろなことで巻き込んだと言ったら失礼かもしれませんが、三位一体のものでこれからもそういう特産品をしっかりつくっていきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 今後、地産地消のワイン、また、市民参加型で、新しい牛久シャトーがまた繁栄を取り戻してもらえますよう期待をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。最後が、eスポーツについての質問でございます。

eスポーツとは、エレクトロニック・スポーツの略であり、サッカーや野球などのコンピューターゲームをスポーツとして捉えようという考え方でございます。さきの茨城国体では文化プログラムの特別競技に採用され、つくば市で本大会が行われるなど、その活用のあり方が模索されているところでございます。

ところで、聞くところによれば、本市においても強豪チームが存在し、イベントでの活用も行われているようでございます。そこで、本市におけるeスポーツの状況をお示してください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 本市におけるeスポーツの状況ということでございます。

中央図書館におきましては、本年5月5日に開催をいたしました第18回こどもとしょかんまつりのイベントといたしまして、牛久市発のeスポーツ大会「チャレンジ！eスポーツ」を実施したところでございます。これは、図書館利用の促進を図り、eスポーツへの関心を高め、本年実施されました茨城国体を盛り上げることを目的に実施したものでございまして、「ウイニングイレブン2019」に16名、「実況パワフルプロ野球2018」に10名の参加を得て、トーナメント方式で競技を行いました。本年4月にeスポーツ競技部を創設した茨城県立大洗高校の生徒4名の参加もあり、観覧者も182名を数えるなど、盛大に開催することができました。

また、茨城国体に関しては、ウイニングイレブンの県代表決定戦で、少年の部で出場した東洋大牛久高校のサッカー部の生徒3名が出場権を獲得したり、また、本戦である「全国都道府県対抗eスポーツ選手権ウイニングイレブン2020」においては、先ほど議員からも御紹介がありましたように、牛久市から出場した男性が見事優勝するなど、話題となったところでございます。

eスポーツの動向につきましては、茨城県では水戸市のザ・ヒロサワ・シティ会館、いわゆ

る県民文化センターでございますが、その中にeスポーツの常設競技会場を設置し、eスポーツの拠点とするほか、いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業を推進することとしております。また、本年11月7日には一般社団法人全国高等学校eスポーツ連盟が設立され、高校eスポーツの健全な発展と普及を目指すなど、競技人口の拡大が図られている状況にあるということになってございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） ささまざまな取り組みが広がりつつあるということで御答弁をいただきました。eスポーツには、年齢や障害の有無を超えて楽しむことができる、不登校・ひきこもりの子が外に出るきっかけとなる、さらには地域振興につながるなどのメリットがあり、依存症のおそれなどデメリットに留意しつつ、今後もイベントでの継続的な活用などを進めてはと考えます。そこで、今後の本市のeスポーツの活用策について見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 今後、eスポーツはオリンピックの正式種目に加わる可能性もあり、2018年にインドネシアのジャカルタで開催されたアジア競技大会においてデモンストラレーション種目として採用され、2022年開催予定の中国の杭州市での大会では正式にメダル種目として採用されることが決まっております。

eスポーツは、性別、年齢、障害の有無などの違いを乗り越え、公平な環境で挑戦できる競技であることから、共生社会への理解促進が図られる上、認知症の改善や軽減にも効果があるという考え方も出てきており、今後、障害者や高齢者が活躍する場になり得る可能性があるとも言われております。一方では、eスポーツをスポーツと呼べるのかといった声や、ゲームに依存することで健康を損なうゲーム障害の問題など、eスポーツを取り巻く諸問題もございません。

牛久市といたしましては、現在のところ新たなeスポーツ開催の計画はありませんが、ゲーム障害などの諸問題を十分に考慮しながら、eスポーツの有効性や可能性について調査研究を進めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 過日、茨城県でeスポーツで優勝した方が牛久市出身でございます。その方が1名、この私のところに来られまして、もしオリンピックの前に、そしてエスカードでそのような大会をしたときはどうですかという話をしたら、「喜んで協力いたします」というそういう答えをいただきました。ですから、そういう牛久市出身の方がいるということと、そしてそういうエスカードについてもそういうものを、これからもできればそういうイベントをできるような場所があっても、これはまたまちのにぎわいであるのかなと私は思っております。

す。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 今後も活用していただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 以上で7番伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時5分といたします。

午前11時59分休憩

午後 1時08分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番藤田尚美君。

〔2番藤田尚美君登壇〕

○2番（藤田尚美君） 皆様、こんにちは。公明党、藤田尚美です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず、初めに、市民の居場所づくりといたしまして、中央図書館にカフェ設置に向けての進捗状況を伺います。

地域の公立図書館は、子供からお年寄りまで幅広い世代が長年にわたって最も利用する公共施設の1つであります。近ごろでは、まちづくりや地域活性化を支える役割として期待が高まっております。中央図書館の利用の仕方として、今、滞在型がふえてきており、「朝から来館をし、一日過ごしますが、食事やお茶がとれるお店が周辺にないため不便です」と市民の方からの声が届いております。図書館が利用者にとって居心地がよく、また、地域拠点としての機能が持てる施設を考えていってはいかがでしょうかと思います。

居場所カフェを求める声は大人ばかりではありません。高校生からも「カフェがあると、休憩するのに助かるし、ほかの図書館はカフェがあるところをよく見るし、今どき当たり前だと思ふよ」と厳しい御意見もいただいております。市においても、カフェ設置の声が届いていると伺っております。図書館は、学生たちも多く利用しております。

この際、若者の声を聞くことはまちづくりには大切であり、まちの活性化にもつながると考えますので、高校生の声を聞く場として、高校生の図書館を核としたまちづくりプロジェクトなども結成してはどうかと考えます。ここで、居場所カフェ設置に向けての進捗状況を伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 中央図書館のカフェの設置につきましては、各団体の協議を行ってまいりました。福祉団体においても強い関心を示していただいた団体もございまして、障害者の方々の働く場の提供や働くことによる社会参加の実現、あるいは障害者自身の生きがい創出につながるもので、図書館としても望ましい運営方法の1つではないかと考えております。

今年度においては、取手市の複合施設である市民会館と福祉会館内に設置されている「パンダカフェ」を視察してまいりました。パンダカフェの運営としては、芸術・文化活動の奨励及び育成と市民会館等の管理運営を行う公益財団法人取手市文化事業団が担っております。2014年の夏にオープンし、焼きたてのパンや100円でコーヒーを提供するなど、安価な価格設定で多くの市民や来館者に利用されているカフェで、取手市立図書館と隣接した環境にあることから、図書館利用者の飲食や憩いの場にもなっております。図書館にカフェを設置する場合は、安価な料金で利用できることは望まれる条件の1つではないかと考えておりますので、今後の参考としてまいります。

なお、現在、庁内におきましてエスカード牛久ビル公共的利活用検討会議が設置され、その中でエスカードビル4階のフロアに入る公共施設の検討を行っており、図書館機能と併設したカフェ店舗につきましても設置案の1つとして協議がなされております。隣接するエスカードホールや会議室、スタジオなどの施設利用者なども気軽に利用できるカフェとして検討してまいりますので御理解をお願いいたします。

また、藤田議員より御提案のございました、高校生の考え方や意見を中央図書館に併設するカフェの構想に取り入れる件につきましては、中央図書館では市内4つの高校との連携を強化し、図書館運営に高校生の考えや意見を取り込んで、図書館のさらなる活性化を図ってまいりたいと考えております。カフェの設置を検討する際には、高校生の考えや意見を積極的に取り入れ、若い世代の方々にも支持され、多くの方々に御利用いただけるカフェの実現に向けて検討してまいります。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 高校生の意見を取り入れて中央図書館のカフェ設置に向けて努力していただきたいと思います。

また、今、エスカードのお話が出ました。そこでは検討会議が行われているとの答弁でしたが、まず検討会議のメンバーについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

御質問のエスカード牛久ビル公共的利活用検討会議のメンバーについてでございますが、各部の次長、次長がいない部署につきましては課長を構成員といたしまして、全次長12名、課

長2名の全14名となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） そのエスカードの中での図書館エリア設置、また、カフェ設置というのが案として出ているということですが、いつごろオープンと考え、また、会議を進めているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

本年度、基本構想を発注してございます。令和2年度、来年度ですね。実施設計の予定で、令和3年度工事着手、工事に入ります。令和4年度のオープンというふうな計画で今予定してございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） では、そのオープンを迎えるまでに当たって、中央図書館でもそうですが、高校生の意見を聞く考えはあるのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） エスカード牛久ビルにつきましては、そのリニューアルの方向性や公共的利活用等につきまして、さまざまな方から意見を伺うべく、既にエスカード牛久活性化懇話会、商工会、青年会議所等、いろいろな団体と意見交換を実施しているところでございます。また、このほか、NPO法人牛久駅前活発化実行委員会では、本年度より牛久市のまちづくりについて高校生からの視点を取り入れる取り組みの1つとして、市内高校生を対象に作文の募集を実施し、エスカードの利活用についての御意見も寄せられているところでございます。

今後につきましては、先ほど市長の答弁にもございましたが、現在、中央図書館で検討している取り組みと連携する形で、カフェや学習室に限らずエスカード牛久ビル全体についても意見を聞いていきたいとそうように考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） では、今後も中央図書館のカフェ設置に向けて、また、エスカードでオープンされると言われる図書館エリア設置、カフェ設置に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、児童虐待未然防止に向けて伺います。

厚生労働省によると、2018年度に全国の児童相談所が対応した虐待による相談件数は15万9,850件に上り、2017年度から約2万6,000件増加しております。その要因といたしまして、警察からの通告がふえていることなどが挙げられます。児童虐待防止法が定

義する虐待は、身体的虐待、食事などの世話をしないネグレクト、性的虐待、暴言などの心理的虐待の4つであります。また、令和2年4月より児童虐待の防止等に関する法律が改正されることにより、親権者が子供のしつけに対して体罰を加えてはならないことが明文化されます。また、これまで隠れていた虐待問題が明るみに出たのは、市民よる虐待の通報が義務づけとなり、意識するようになり、数がふえました。虐待をする親もまた、小さいころ虐待を受けている場合が多く、虐待の連鎖となり、根深い問題と言えます。

まず、牛久市の現状を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 牛久市の虐待に関する相談対応件数は、平成29年度が754件、平成30年度は1,478件、令和元年度は10月末までに754件となっております。

市に寄せられました虐待に関する通告の件数は、平成30年度が13件、今年度10月末時点では7件となっております。

虐待の種類といたしましては、いずれの年も身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトとなっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） それでは、次に、取り組みまたは未然防止について、数件伺います。

まず、双子や三つ子、多胎育児の大変さが周囲に理解されにくく、虐待リスクが一般家庭に比べ2.5倍から4倍とありますが、この双子や三つ子の支援はどうなっているのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 市では、妊娠届け出時に子育て世代包括支援センターにおいて、全ての妊婦と保健師面談を行い、妊娠・出産・育児と切れ目ない支援につなげております。産科病院との連携により、支援が必要な妊婦を把握し妊娠出産期の早期対応を図るほか、出産への準備が具体化してくる妊娠8カ月ごろには「私の出産・子育てプランセルフチェック」をもとに、出産や産後に向けた相談に応じております。多胎の妊婦につきましても同様に、妊娠時から把握し、必要な支援を行っております。

多胎児育児は、家族のサポート等があっても育児の負担や不安は大きくなるため、専門家による支援のほかに、多胎児育児経験者や同じ状況の仲間同士のサポートが重要と考えております。

平成27年度より、就学前の多胎児と多胎妊婦、家族等を対象とした交流会「にじいろの会」を、保健センターで年6回程度開催しております。今年度は既に4回実施しておりますが、対象家族37組のうち、延べ16組が参加しております。交流会に参加することで、多胎なら

では育児の工夫、育児用品の準備や子育ての楽しさなど、情報や気持ちの共有により育児不安が軽減され、家族の安心した子育てにつながっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） それでは、相談体制の充実を図るため、子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点の配置及び設置予定を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 牛久市における子育てに関する相談業務は、こども家庭課内の家庭相談室のほか、保健センターの子育て世代包括支援センターや公立と私立保育園、認定こども園を合わせた14カ所の子育て支援センターにおいて行っております。

子育て支援センターでは、1歳児から就学前のお子さんとその保護者を対象に、親と子が一緒に遊び、また、季節に合わせた親子制作、親子ヨガ、リズム遊び、読み聞かせなどを行っております。また、子育てに関する不安や迷い、悩みなどをお持ちの保護者には、育児や子育ての相談が気軽にできる場所として実施しているところです。

子ども家庭総合支援拠点でございますが、国では、2022年度までに全国の市町村に設置することとしております。開設するに当たり、専門の職員の配置及び相談室、親子交流スペースの確保などの設置基準が決められておりますので、現在、開設に向けた協議を進めております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、虐待等を受けている児童ですが、その保育園等の入所に当たっては、優先的に利用できるのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 虐待またはDVのおそれがあることに該当するなど社会的養護が必要な場合には、児童虐待の防止等に関する法律の規定による配慮義務に基づき、保育園の利用調整に当たりまして、優先的に取り扱うこととしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 保育園の入所に当たってなんですが、多胎児の保育の必要性の認定要件、これは今加えられているか、市のほうで把握されているか、伺います。多胎育児の必要性です。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 優先的な取り扱いというのは、今のところ入っておりません。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） では、優先的ではなく、仕事はしていませんが、双子、三つ子と育て

ていく中で、保育園の基準というのは大体仕事をしているのが基準なんですけれども、その基準の認定、月に1回の認定会議の際に、その多胎育児の保育の必要性のある御家庭には認定要件というのがそもそもありますでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 保育の認定に当たりましては、今御質問にありましたように仕事をしている、あるいは求職中であるとか、また、家族の介護とか、いろいろな要件ございますが、その双子、三つ子という点に関しては特にございません。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 今現在ないということなんです、先ほどもお話しさせていただいたように、双子や三つ子の虐待リスクが非常に高いというのが国のほうでも認められておりまして、今後、国からこの認定要件の追加要件として上がってくる見込みがあるということを伺いましたので、その際には市としても、仕事をしている、介護等の要件の中に、この双子、三つ子の多胎育児の支援として、保育園に入所できる要件事項として検討をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、個別ケースが上がった際の対応について伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 虐待のケースは、個々の家庭状況等により複雑なケースが多く、子供の置かれた環境やニーズ、問題点を的確に捉え、対処する必要があります。

児童虐待の通告先は、児童相談所と市町村になっております。当市で児童虐待の通告を受けた際は、通告者から必要な情報の聞き取りを行います。通告を受理し情報の整理を行った後、速やかに受理会議を開き、組織としての対応方針の決定を行います。一時保護が必要であると判断した場合には、児童相談所へ送致しております。

当市で対応する場合は、通告受理後48時間以内に、家庭訪問等による児童の目視により安全確認等を行っております。

児童本人や保護者の聞き取り、関係機関からの情報収集等を行い、要保護児童対策地域協議会等において、支援方針や各関係機関の役割分担を決定しております。その後も継続的に情報共有、進捗管理を行いながら、支援内容の確認、見直しを行っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、令和元年12月3日より無料化となった189番であります。以前までは有料でしたので、通話が開始されたら途中で切ってしまうということで、対応がくれたケースが多々あったようです。そこで、国は無料化を打ち出しました。無料化ということも踏まえ、この189の周知と啓発について伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）は、虐待の通報や相談を24時間受け付けする電話番号で、これまで通話料が有料となっておりましたが、今月3日から通話料が無料となり、さまざまな方法で周知を行っているところであります。

周知の方法といたしましては、全行政区と公共機関にポスターの掲示依頼を行い、民生委員児童委員にはチラシの配布、そのほか広報うしくやホームページ、メールマガジン、すこやかカレンダーへの掲載も行っています。また、養育訪問の際も利用について案内をしておるところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、虐待対応力の向上と関係機関の連携について伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 児童虐待につきましては、1つの機関だけで判断し対応することなく、児童相談所や警察署、民生委員児童委員、学校、保育園、幼稚園など、児童にかかわりのある複数の機関において情報の共有と状況の把握を行っております。

また、こども家庭課において所管する要保護児童対策地域協議会においては、子供やその家族に関する情報や支援方法の検討、役割分担を行い、連携を図っています。

牛久市では、虐待の発生予防の取り組みとして、妊娠期から虐待のリスクの高い心配な家庭には、保健師と家庭相談員が家庭訪問を行い、さまざまな不安や困難に寄り添い、支援を行っているところでございます。

虐待は、家庭という密室の中で行われることが多く、周囲から発見されにくい状況にあります。虐待の早期発見、早期対応を行うには、地域の方々の協力も必要となります。関係機関との連携を図り、未然の防止に重点を置いた施策を展開してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、要保護児童対策協議会の構成機関の専門性を向上させるため、要保護児童対策協議会の調整機関には専門性のある職員を配置しているか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 要保護児童対策協議会の調整機関である保健福祉部こども家庭課には、専門職であります2名の保健師を配置し業務を行っております。

要保護児童対策協議会の構成メンバーは、児童に関連する機関として、児童福祉分野から土浦児童相談所や民生委員児童委員の代表者などの6機関、保健医療分野から保健所や医師会などの3機関、教育分野からは幼稚園や小中学校の代表者5機関、警察・司法分野から人権擁護委員の代表者と警察などの2機関の、合わせて16機関の専門職の方により構成をしてお

ります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） その構成機関の児童虐待への対応力を向上するため、研修などは実施されているか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 要保護児童対策地域協議会では、16名の構成メンバーによる代表者会議を開催しており、牛久市や児童相談所における虐待の対応の現状報告や情報交換を行うほか、御意見等をいただいております。会議でいただきました意見や情報は、児童福祉行政に反映させるとともに、各機関との連携を図り、共通認識をより深めていただくよう開催しているところです。

また、子供や保護者に接しております実務者につきましては実務者会議を行い、問題解決の手法についての共有を行っております。

研修会につきましては、実施してはおりませんが、各会議等を通して、意見の交換、情報の共有を行うことにより、それぞれにおいて知見を高めているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 意見交換や情報共有はとても大事な取り組みだと思いますので、今後もその現場に起きている課題をこの構成機関のメンバーがしっかりと把握し、お互いに共有を図っていただきたいと思います。

次に、虐待の未然防止、早期発見の観点から、保育園や幼稚園に通っていない児童の把握が重要だと考えますが、把握と支援の実施を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 就学前に保育園や幼稚園に通っていないお子さんの把握につきましては、市で実施しております乳幼児健診の確認項目の1つとして、全ての乳幼児の就園状況を把握しております。各健診時での統計はとっておりませんが、平成30年度に5歳になるお子さんを対象とした視覚検診では、対象者745名中、未就園者は13名となっております。

子供の健やかな成長発達と安心した子育てには、子供同士の触れ合いや親同士の交流が必要と考えております。未就園の状況は、子供の成長を見守る目が少ないと想定されるため、保護者の考えに寄り添いながら、継続した相談や訪問で状況を確認し、支援の必要な方に対しては、関係機関と連携をとり、見守りの強化と支援を行っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 13名、未就園児がいるということで、さまざまな理由で、また、孤

立した子育てをして悩んでいる可能性もございますので、そういう寄り添いながら子供の成長をともに考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、児童虐待を学校で認知した場合、適切な通告を行っているのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市内の小中学校から指導課へ報告のあった虐待の事案は、平成30年度は8件でしたが、令和元年度は既に22件に上っています。これらの案件については、こども家庭課または児童相談所と連携して対応を図っています。

これまでも学校は、虐待が疑われる事実を発見した場合には、児童虐待防止法によって学校や教職員に求められる役割を果たし、こども家庭課や児童相談所へ相談や通告をしているところとあります。

改めて、ことし10月に市の校長会では、児童相談所の虐待担当者を招いて研修会を行いました。虐待の状況が発見した場合、学校がどのように通告していくのか、その流れや、こども家庭課や児童相談所、警察などの関係機関との連携について再確認しました。

しかし、学校には、虐待の発見や対応において、大変苦戦している状況もあります。

ある小学校では、健康診断で体重が激減している状況が発見し、親の養育が十分になされていないのではないかという虐待の疑いで対応した事案があります。この親はひとり親であり、仕事が忙しく、本人に十分な食事を与えることができず、不登校の状態にもなっています。こども家庭課や児童相談所など関係機関もかかわっていますが、大きな改善は見られていません。

また、ある中学校では、元気のない生徒の様子が気になり、担任が声をかけたところ、親子関係がうまくいっていないとの訴えがありました。さらに本人に事情を聞いたところ、親からの暴力を日常的に受けていることがわかり、学校はこども家庭課へ相談し、児童相談所へ通告しました。その後、本人は祖父母の家から通うことになりましたが、自宅が近いため、親との接触が心配な状況です。

また、別な中学校では、父親からの虐待の通告を行いました。児童相談所に通告しましたが、本人は保護になりませんでした。さらに、学校から県の虐待ホットラインに相談しましたが、ここでも保護には至りませんでした。結局、本人の同意がなければ、母親が一時保護に同意しても保護されることはなく、祖父母の家で預かることになりました。しかし、父からの虐待が解消されたわけではなく、本人は祖父母の家にも帰らず、友だちの家を泊まり歩いている状況です。

虐待は、家庭内で行われることが多く、その数は増加傾向にあります。こうした虐待のケースは、家庭に大きな問題があり、学校だけでは解決は困難な状況です。地域とともにある学校「コミュニティ・スクール」を推進している牛久市としましては、今後、関係機関との連携を

さらに深めるとともに、学校運営協議会等でも何ができるかを考えていく必要があると考えています。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 令和になって22件の虐待通告があったということで、本当にこの教育だけではなかなか難しい解決の中で、福祉と教育が一体となってこの虐待撲滅に向けて働いていただきたいと思います。この児童虐待撲滅に向けて、市長、今現在22件という虐待通告もあつたりと、市長みずからの決意を虐待撲滅に向けて伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 虐待というのは非常に卑劣でありまして、本当に悲しい事件でございます。ただ、僕はこの虐待、いじめというんですかね。そういういじめというものじゃないですけども、本当に家庭環境、経済、非常にいろいろなところにあるという話を聞いております。けれども、なぜそのようなことになるかといいますと、非常に人間的な教育、よく話を聞きますと、その虐待する人は、過去にそういうことがあったからまたするという話で、ですから、一概にいろいろやってもどうなんでしょう、そういうことも体にしみ込んでまたやってしまう。僕はその辺の対応というんですかね。ですから親の、僕もちょっとわからない部分もあるんですけども、親のそういうものの扱い方、扱い方と言うんじゃないでしょうが、そういうことなのかなということで、虐待は昔から言われています。僕の時代もありました。そして、いまだかつてそれがまだあるということは、その深部たるものに何かあるというような話を僕も感じております。ですから、それに関して、あつてはならないことなんですけれども、ちょっと僕もどうしたらいいのかなということを聞いております。

そういうことで、子供の総合的な拠点、そのようなことにその家庭相互の支援拠点、それを整備することによって、国では2022年までに市町村での施設を設けることとしております。牛久市においても、早期にそういうような重点的に児童虐待に取り組むための来年度中の開設を目指しております。

こういう施設をつくっても、またその以上にその深部となるものを当たっていかなくては、幾ら施策、施設つくってもという私はちょっとそういうのをまだ、その辺がまだ自分でも整理し切れない部分がございます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 市長の思いはわかります。この箱をつくったとしても、その連鎖を断ち切る、そののやはり虐待をする親は、恐らく幼少のころに虐待を受けていたのではないかなので、ここで断ち切らなければならない施策を生まなければならないと私は思います。なので、この支援拠点を開設するに当たって、妊娠期から子育て家庭までが集えて、そして孤立を

生まない子育てをしていかなければ、親に子供が、子供を産んだからすぐに親になってしまう。けれども、親のスキルは何もないまま、親として子供を育てていかなければならない。そこには親学というものがないので、子育てに不安を持つ。子育てのいら立ちが子供に当たる。そして虐待を生んでしまう。そのような連鎖を断ち切るために、この支援拠点を開設をして、ここに来れば安心して子供が産める、相談や育てていく相談窓口があるよということを市が打ち出していけば、お母さんたち、また、家族たちは集えるのではないかと、また、話を聞いてもらえる場所が、拠点があることによって、安心した子育てがまた一つできるのではないかと私は思っておりますので、来年度中の開設を期待しております。

それでは、次に、子供とSNSについて伺います。

最近も、SNSを通じて子供たちが犯罪に巻き込まれる危険性が高いことを改めて痛感させられる事件が続いております。行方不明になっていた大阪市の小学6年生の女子児童が、栃木県小山市で無事保護され、同市に住む男が未成年誘拐の容疑で逮捕されました。男が大阪市内の公園に女兒を誘い出し、栃木の自宅まで連れ去ったというのが事件の内容ですが、男が女兒との連絡手段としてツイッターを使っていたということであります。

SNSを通じて児童買春や誘拐などの犯罪被害に遭った18歳未満の子供は、おとし1,813人と過去最高となり、昨年も1,811人と上がっております。このうち、最も多くの被害者が使っていたSNSがツイッターであります。

このようなケースでは、「知らない人についていってはいけない」という当たり前のことができないことが、このような事件に巻き込まれる大きな理由と考えます。このような危険に巻き込まれないよう、子供たちにどのように指導しているか、現状を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先般、SNSを介して知り合った女子小学生や女子中学生を誘拐した疑いで成人男性が逮捕される複数の事案が発生しました。この事案では、行方不明となっていた茨城県の女子中学生も保護されており、市内の小中学生が被害に遭うことも十分に考えられる状況です。

この事案が報道された後、県の通知があり、市内の各小・中学校においても、改めてSNSの利用に起因した犯罪被害に遭わないよう、各学校において児童生徒や保護者に対し指導を行っているところです。

学校では、児童生徒に対し、SNSで知り合った人を安易に信用することは危険であること、インターネット上で知り合った相手と実際に会うと深刻な被害につながる可能性があること、宿泊場所の提供を受ける見返りは大きく、犯罪被害者となる可能性があること、他人に見られて恥ずかしい写真は絶対に送らないこと、困ったことがあれば身近な信頼できる大人に相談する

こと、大人への相談が難しい場合は、以下の相談窓口にご相談すること等々、以上の6点を指導しているところです。

また、保護者に対しましては、子供が使用する携帯電話へのフィルタリングや、インターネット接続が可能な機器での安易なインターネット接続には気をつけること、接続するサイトやダウンロードアプリの確認、子供と話し合っ使用に関するルールを決めることなどを指導しているところです。

そのほか、各学校では、毎年、携帯電話やインターネットの利用に関する情報モラルについての講演会などを実施し、SNSの危険性や正しく安全な使い方について児童生徒や保護者に対して指導を行っています。

ある小学校では、県警本部少年課に出前講座を依頼し、4年生から6年生までを対象に、2部構成で、第1部は児童と保護者、第2部は保護者のみに対し、非行防止教育を行いました。これにより、インターネットの特徴とその危険性、ネット投稿についての注意、サイトやアプリの利用の危険、ネット利用による加害・被害とその予防法や保護者の役割などについて、実際にあった事例をもとに理解を深めました。

また、ある中学校では、県メディア教育指導員を招き、学年ごとに、スライドを用いてSNS上での個人情報の取り扱いやメールでのトラブルなど、中学生が実際に被害者となったり、加害者になってしまったりした例をもとに、そうならないようにするための対処方法についても学びました。

しかしながら、このような指導だけでなく、これからの情報社会を生き抜くための考え方や態度を身につけ、必要な情報を有効に活用していく必要があります。それが、今回のような犯罪に巻き込まれることを防ぐ一助になると考えています。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 各学校、さまざまな取り組みをされていることを伺いました。

それでは、次に、SNSで知り合った相手を、面識がなくても知らない人ではなく知り合いと認識し、警戒心を緩めてしまうのではないのでしょうか。まして、相手が犯罪者であるかもしれないという想像力は、大人より乏しいのであります。言葉巧みに誘い出され、犯罪に巻き込まれる恐ろしさが大きいことは当然です。被害に遭った子供の9割が、スマートフォンや携帯電話にフィルタリングがかかっていなかったと警察庁が報告しております。SNSを通じた犯罪から子供たちをどう守るのか。SNSで犯罪者とつながる怖さを今後どのように徹底していくのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） SNSを含め、ネット上にはさまざまな情報があふれており、判断

を間違えば、犯罪に巻き込まれるケースがあります。一方で、学校での学習や家庭生活、さらには自然災害等の非常時において、ネットに接続する携帯電話やパソコンなどの情報機器のサービスや情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会にもなってきます。

実際の授業では、5年生の社会科において、情報社会のよさだけではなく、インターネット利用で起こる問題として、ゲームのアイテムを買い過ぎて高額請求が来た例や、けんかした友だちからネット上で悪口の書き込みをされた例などをもとに、自分たちのルールやマナーを振り返っています。

また、中学校の社会科の公民においても、情報化による社会の変化について学び、SNS上で友だちを仲間外れにした例やネット上に友だちの写真や名前、学校名などを載せた例などを使いながら、情報を正しく利用していく態度について考えています。

これからの社会では、児童生徒が、あふれる情報の中から何が大切なのかを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにすることが必要です。そのために、情報活用能力を育成することはますます重要になってきます。

情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力であり、全教科を通じて育成することとされており、アクティブ・ラーニングの手法を通して身につけていきます。例えば、児童生徒が対話を通して、友だちの意見について「なぜそう思うのか」と考えの根拠を求めたり、問題の解決法について「そういう方法もあったのか」と多様な解決のプロセスに気づいていったりする学びです。

このような授業づくりを進める中で、携帯電話やSNS、インターネットの利用に関する態度や知識も身につけていきます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） このSNSは利便性が高い反面、リスクもあり、家庭はもとより学校などあらゆる機会での教育が必要と考えますし、健全な効果的な対応をよろしくお願いいたします。

次に、家庭教育支援の推進について伺います。

家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は全ての教育の出発であります。一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しております。子育てやしつけに悩み不安を抱える保護者や家庭教育の認識が低い保護者などが見られ、無気力や情緒的に不安定なタイプの不登校につながる児童生徒も多く見られます。不登校につながるような課題を持った家庭や、課題を抱えながらも相談に来ない保護者への対応として、訪問支援は大切な取り組みであると考えますが、市としてどのように訪問支援を行っているのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市内の小中学校では、主に友人や学業・進級、家庭などを背景として無気力になったり不安等を生じたりし、30日以上欠席の不登校児童生徒は10月までに60人おり、そのうち半分近くの26人が家庭を背景としています。

そのような中で、学校の先生は不登校の児童生徒へさまざまな対応をしています。母親と毎日メッセージや手紙でやりとりをしている先生、毎朝電話で連絡をとり合って母親を起こしている先生、登校していないと自宅まで迎えに行き一緒に登校する先生もいます。また、親に叱られ、気分が乗らずに欠席や遅刻が多い児童に対して、その日の過ごし方を自分で決めさせて、学校生活を楽しく過ごせるように支援している先生もいます。週1日でも生徒が放課後に登校できる日を話し合っ決め、学習や進路への悩みを担任や養護教諭など多くの先生方がかわりながら継続した支援をしている学校があります。また、市内では別室に子供の居場所をつくっている学校もあります。

しかし、貧困や家庭内暴力、障害など、家庭や保護者の事情から、学校の努力が子供の登校につながらないことも多くあります。例えば、DVによる母親の精神面や家庭生活の不安定が要因となって、子供の生活習慣が整わずに登校できない家庭があります。また、親の再婚などを理由に、家庭に居場所をなくした子供がいます。このような子供に対して、学校は関係機関との連携を勤務時間外である放課後や休みの日まで行っています。さらに、放課後や夜に担任が家庭訪問をしても、親が夜の仕事であったり、面会を拒否したりする家庭もあって、保護者や子供に会えない現状もあります。

このように、先生は早朝から夜まで家庭訪問など保護者と連絡をとる努力をしています。それでも、十分に保護者や子供の気持ちに寄り添ったり、生活を支えたりするまでに至っていない家庭もあります。不登校の子供をふやさないためには、保護者の気持ちや生活を支える必要があります。

学校外では、子供たちの生活を支えるために、登下校時の見守りや地域行事への参加など、先生にかわって多くの地域の方々の支援をいただいています。学校では、こうした地域の方々の協力を得ながら、子供ばかりでなく家庭への支援も求められています。その意味でも、不登校の子供やその家庭を支えるために、学校とともに訪問型家庭教育支援によるこれからのかわりは重要であると考えます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 先生たちは時間を割いて生徒のほうに足を向けて訪問をしてくださっているとのことですが、この面会を拒否したり会えない状況もあるということですが、そのような児童生徒に対してどのように対応しているか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校が粘り強い対応をしても、不登校の児童生徒や保護者と会えない家庭もあります。不登校の児童生徒やその保護者は、社会や人間に対する強い不信感が多くあります。特に学校に登校できていないことに対する引け目や気まずさ、納得のいかなさ、また、登校したくないのに登校を無理に勧められるのではないかという不安から、学校や教職員の家庭訪問や出合いの拒否感が強くあらわれる場合もあります。

一方、きぼうの広場のスクールソーシャルワーカーは、不登校の児童生徒や保護者にとって学校外部の者であり、学校や教職員に対する拒否感が少なくなります。さらに、スクールソーシャルワーカーは、最初から登校を促すのではなく、不登校の児童生徒や保護者の気持ちに寄り添うこと、理解することを大切にします。時間をかけ、何度も連絡をとって訪問日時を調整し、たとえ会えなくても必ず声をかけて帰るなど、児童生徒や保護者の気持ちを第一に、その中で適切な支援を図る対応に努めています。

こうした根気強く丁寧な対応が保護者との信頼関係を築き、保護者の悩み相談につながっています。そして、保護者とのよい関係が不登校の児童生徒との面会や支援につながっています。

牛久三中では、民生委員の皆様の不登校の児童生徒の様子を知らせ、民生委員の皆様が地域の家庭を訪問する際に、不登校生徒の様子も見てもらえるように依頼をしました。そうした中で、なかなか家庭訪問をしても学校職員が会うことができず、生存確認ができない不登校生徒がいました。この生徒について、日中散歩をしているという情報を学校が得ました。この情報を民生委員の皆様と共有することによって、日中散歩をしているこの生徒の姿を民生委員の方が確認し、生存確認ができた事例もございます。

今後も、学校はもちろんのこと、スクールソーシャルワーカーや学校外部の方の力をおかりしながら、不登校児童生徒の支援に努めてまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、不登校の生徒とお話をする機会がございまして、その生徒からは、勉強ができていないことに悩み出しておりました。けれども、学校には行けないというお話でした。そういう生徒にどのように支援をしていくのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 不登校になり、休みがふえたことによって勉強がなくなることは、議員御指摘のとおり、新たな学校へ登校できない理由にもなります。そこで、学校では、さまざまな方法で不登校の児童生徒の学習支援を行っています。

例えば、牛久二中では、他市や他県から転入してきた児童生徒に対して、担任が放課後登校を促して個別の学習支援をしたり、同じ学級の子供と放課後一緒に学習する機会を設けたりし

て、学習の保証と級友との居場所づくりを進めています。きぼうの広場は、子供たちの社会的自立を目指す適応指導教室ですが、水曜日を除く4日間は11時から11時50分までの50分間、学習の時間が設けられています。ここでは、学校の先生が持ってきてくれたプリントを行う子供や自分の問題集を解く子供、コンピューターで学校に導入されているドリルソフトの問題を解く子供など、学習の内容を自分で決めたり、広場の教育指導員と相談して決めたりして学習を進めています。

さて、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会等に関する法律に基づき、先般、文部科学省より不登校児童生徒への支援のあり方についての通知がありました。ここでは、既存の学校教育になじめない児童生徒を学校外の公的機関や民間施設において指導を行ったり、自宅でのICT等を活用した学習活動を行ったりして学力をつけ、社会的自立への支援をする道も開かれてきています。そのため、今後は不登校児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で関係機関とも連携して積極的に取り組んでいきたいと思えます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、訪問型家庭教育支援チームについて、進捗状況を伺います。

この訪問型家庭教育支援チームは、課題を抱えながらもつなぐことのできない家庭や児童生徒への支援として、家庭訪問により直接的、機動的にきめ細やかに寄り添う支援を行います。学校の教職員や教育委員会等とは異なる第三者のかかわりをすることによって、保護者のストレスが軽減し、現実の課題と向き合い養育が改善し、子供の生活リズムが整っていくよう支援します。

そこで、福祉的な支援と訪問型家庭教育支援はどのように違うのか、具体的にどのような支援を考えているのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 福祉的な支援と訪問型家庭教育支援の大きな違いは、事態が深刻な状況に進んでしまった福祉的な支援に対して、訪問型家庭教育支援は支援チーム員が孤立しがちな保護者に声をかけ、悩みの解決につなげる予防的な支援だと考えます。

牛久市訪問型家庭教育支援事業では、孤立してしまいがちな保護者に対して、2つの支援策を実施しています。1つ目は、日本語が余り話せない外国籍の保護者に対して、通訳を含んだ家庭教育支援チームが子育ての悩みを聞いたり、学校からの必要な情報を伝えたりします。学校からの情報をもとに対象者を絞り込みます。希望した保護者には、日本人と通訳の2名の支援チーム員が保護者と会い、悩みの相談を受け付けます。以前、外国籍の保護者から、学校行事の具体的な内容がわからずに、運動会や音楽会で子供の活動の場に間に合わなかったとの事

例がありました。このような場合に、学校からの配付文書を翻訳したり、保護者と学校の間に入って通訳したりして、困っている保護者に寄り添っていきます。今後、外国人労働者受け入れ法案の整備等により、さらに日本語の話せない外国籍の保護者の増加が見込まれていますが、そうした保護者への支援体制は十分ではなく、学校現場からも今後ますます求められていくと思います。

2つ目は、不登校ぎみの児童を持つ保護者に対する支援です。例えば、保護者が仕事で朝早く家を出て、一人残された児童がそのまま休んでしまうケースがあります。こうした児童に地域に住んでいる支援チーム員が家庭訪問し、学校への登校を引率します。このように、子供にとっても保護者にとっても、自分たちを助けてくれる地域の方がいることで、安定した生活が送れることと思います。

将来的には、コミュニティ・スクールも活用しながら、地域全体で不登校ぎみの子供たちを支える仕組みができていくことを目指しています。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 対象者は外国籍の保護者の支援と不登校ぎみの児童のお迎えなどの家庭ということで、文部科学省が示している支援の形からすると、ターゲット型と言われ、課題が明確で支援員の専門性を発揮しやすく、家庭の問題状況に応じた支援の形であります。

例えば、家庭教育支援の領域での対応が難しい事案はどのように対応していくのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 支援チームのメンバーや進捗状況でよろしいでしょうか。ではなくて。はい。

○議長（石原幸雄君） ここで、答弁者に申し上げます。

答弁の残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にされるようお願いをいたします。

○教育長（染谷郁夫君） 地域の対話について。はい、了解しました。

不登校を抱える家庭の問題には、いじめや非行などの専門的な対応が必要なケースや、児童虐待や障害や経済的問題など福祉分野の支援が必要なケースがあります。支援チーム員がそれらの専門的な対応まで行おうとすると、支援家庭の問題を一人で抱え込んでしまい、支援チーム員自身が苦しくなって、継続的にかかわることが困難になってしまうことも考えられます。このような事態にならないために、訪問型家庭教育支援事業では、訪問型家庭教育支援協議会を立ち上げています。協議会のメンバーには、教育センターきぼうの広場、こども家庭課、学校教職員、青少年相談員、市民会議、それから民生委員、市の児童委員がおります。ここに定期的な報告をすることで、支援チーム員では難しいケースは関係各課につないでいきます。こ

のようにして、支援チームのメンバーは、継続的な支援を続けることができると思います。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 訪問型支援チームの支援員のその責任という分野の中で考えると、訪問をして朝起こす、そのことによって、「それくらいならできるわ」という地域の方からの声もありました。問題解決型の支援になりがちなのがこの訪問型家庭教育支援チームでありますので、そこは明確に支援員はどこまでやるのが支援員の仕事、それ以降の報告によって課題が明確にされて、協議会でもんでいって、子供たちを救っていく。そのような動きを明確にした支援員のあり方というものを今後検討していただきたいと思います。

今後なんですけれども、対象者数が増加傾向となった場合、今現在では市として支援チーム7名のメンバーで結成されていると伺いました。今後なんです、中学校区というエリア型におけるターゲット型で進めていくことが必要と考えますが、御所見を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市訪問型家庭教育支援員の設置規則では、支援チーム員の定数は外国籍の保護者への支援と不登校の支援を含めて10人以内となっております。このため、現在不登校の保護者への支援は地域の子育て経験者が中心になった支援チームを受け入れやすい点を考慮に入れ、小学生を中心に行っております。

一方で、小学校に限らず、中学校でも不登校の児童生徒が増加しており、訪問型家庭教育支援を求めています。その中には、支援チーム員が朝訪問すれば登校できるケースもあります。しかし、全国からの依頼に対して支援チーム員の確保や予算の確保が問題になります。この場合、中学校区というエリアに絞って実施することも有効な手段だと考えますが、対象となる中学校区だけでよいか、牛久市訪問型家庭教育支援協議会を通して検討していきたいと思います。将来的には地域で子供たちや家庭を支える仕組みをつくっていくことが必要となると考えます。そのためには、関係機関とのさらなる充実などとともに、コミュニティ・スクール等の充実を通して、地域と学校が一体となって子供を支え、家庭を支える仕組みを検討していきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 仕組みづくりがこれからということで、しっかりと検討していただき、よりよい訪問型家庭教育支援チームを築いていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で2番藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時09分散会